

湘南ヘルスイノベーションパークの環境保全に関する協定書に係る覚書

鎌倉市（以下「甲」という。）、アイパークインスティテュート株式会社（以下「乙1」という。）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙2」という。）（乙1と乙2を合わせて、以下「乙」という。）は、当事者間で締結されている「湘南ヘルスイノベーションパークの環境保全に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関し、協定第29条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第7条から第10条で規定する管理目標とは、乙が環境保全を図る上で、良好な湘南アイパーク（協定の前文に規定する湘南アイパークをいう。以下、覚書において同じ。）の運営・管理を行うために、甲乙協議した上で乙が自主的に設定する管理値である。ただし、当該数値は法令と同等又は法令より厳しいものとする。

第2条 管理目標を次のとおり定める。

- (1) 協定第7条の管理目標は、別表1のとおりとする
- (2) 協定第8条の管理目標は、別表2のとおりとする
- (3) 協定第9条の管理目標は、別表3及び別表4のとおりとする
- (4) 協定第10条の管理目標は、別表5のとおりとする

2 法令改正等の社会情勢変化に応じて、前項に定める管理目標を見直す際には、甲乙協議した上で改正する。

第3条 甲及び乙は、協定第4条のリスクコミュニケーションにあたっては、玉縄自治町内会連合会の協力を得て、情報の周知・伝達に努める

2 甲及び乙は、協定第4条の地域住民との相互理解を推進するために、湘南アイパーク近隣の自治町内会の協力を得て、環境保全に関する連絡会を設置し、交流や意見交換を行うものとする。

3 前項の連絡会は、少なくとも年1回以上開催し、その庶務は甲が行う。

第4条 乙は、協定第12条から第16条を遵守するため、規定類を整備するものとする。

第5条 乙は、協定第12条から第14条に規定する実験に係る設備の定期点検記録を5年間保存する。

第6条 乙は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労

働省・農林水産省・環境省告示第1号)の第二 2 遺伝子組換え生物等の取り扱いに係る体制の整備に関する事項に基づき、遺伝子組換え生物等の安全な取り扱いについて検討する委員会(以下「安全委員会」という。)を設置する。

2 乙は、遺伝子組換え生物を取り扱う作業を行うに当たっては、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置等について、安全委員会の承認を得るものとする。

3 乙は、前項の承認を得た遺伝子組換え生物を取り扱う作業について、神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針(令和2年9月30日廃止)に準じて、速やかにその作業概要等を甲に報告するものとする。この場合において、報告内容に変更が生じた場合、また管理体制等の変更が生じた場合も同様とする。

第7条 乙は、協定第14条に規定する微生物について、P3施設を使用する必要がある病原性の強い特定病原体は取り扱わない。万一取り扱う必要が生じた場合は、甲と協議するものとする。

第8条 乙は、協定第17条に規定する廃棄物対策について、実験動物の焼却は外部へ委託する。

第9条 乙は、協定第18条第3項及び第19条第3項に規定する教育訓練の実施記録を5年間保存する。

第10条 乙は、鎌倉市内で震度5強以上の地震があったときは、速やかに設備等の点検を行い、周辺環境への影響の有無について、甲に報告するものとする。

第11条 協定第22条に規定する「事故」とは、天災、破壊、漏えい、火災若しくは爆発等が起こり、環境に影響を及ぼし、または及ぼす恐れがある場合をいう。

2 協定第22条の第4項に規定する「鎌倉市の地域住民」とは、玉縄自治町内会連合会に所属する自治会・町内会の区域内に居住する者とし、同行者については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

3 協定第22条の第4項に規定する「鎌倉市の地域住民」の同行は、甲の立入検査の立会いとし、同行人数は甲乙協議の上決定する。

第12条 協定第23条に規定する自主測定の実施回数は、別表1から別表5のとおりとする。

2 実施結果の甲への報告回数は年1回、記録の保存期間は測定後5年間とする。

3 乙は、常時監視している測定データについては、地域住民が見ることが出来るように努める。

第13条 乙は、協定第25条第2項に規定する苦情の受付は、休日・夜間も対応できる体制を整える。

第14条 甲及び乙は、湘南アイパーク周辺の良い生活環境の保全のため、協定及び覚書の履行状況等の確認を行うため、少なくとも年1回は協議を行う。

2 前項の協議の結果、覚書の改定が必要となったときは、遅滞なく改定するものとする。

締結 平成23年2月14日

改定 平成24年12月28日

平成27年2月6日

平成28年2月9日

平成30年1月18日

平成30年6月8日

令和2年12月9日

令和5年4月21日（発効令和5年4月1日）